

意見提出者	個人
1. 項目	「ウイルス作成罪」案に関する議論の整理と全面的な見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在検討されている内容ではウイルスの定義があまりに曖昧であり、ソフトウェアの瑕疵によるものも「ウイルス」として扱われかねないこと。先日のLibraHack事件にも見られるようにサービスサイドの瑕疵が追及されることなくツール側が「ウイルスもしくはマルウェア」の扱いを受けるケースも含め、開発者に対して無用な萎縮を招く可能性が非常に高い。</p> <p>また、以前「不正指令電磁的記録に関する罪」の設置について行われた議論もほぼ無視した形で今回の改定案が出されているように見受けられるのも懸念がある。</p> <p>(当時の懸念点については高木浩光氏のエントリ  <a href="http://takagi-hiromitsu.jp/diary/20061022.html">http://takagi-hiromitsu.jp/diary/20061022.html</a> を参照)</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	「不正指令電磁的記録作成罪」(仮称)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ウイルス/マルウェア」の定義の厳格化 ソフトウェアの瑕疵による「意図しない動作」と「不正使用を意図したもの」は最低限区別されなければならない。</li> <li>・ウイルス/マルウェアが拡散を目的として作成されたものかどうかの明確化</li> </ul> <p>研究または脆弱性テストのために作成されるケースもあるため、考慮が必要。でなければ国内でセキュリティソフトを開発することは不可能になる。</p>